平成２９年（フ）第３１６０号
大阪府豊中市岡町２番19―302号
債務者　滝口　公枝
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉倉　邦樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５６号
仙台市若林区南小泉３丁目21番14号　メゾン・ヴィエルジュ105
債務者　野中　邦晃
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
神戸市長田区林山町９番地の５朝日マンション305号
債務者　新井工業こと　新井　孝志
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河瀬　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８３号
兵庫県三田市三田町10番21号
債務者　今垣　　享
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１０１号
札幌市豊平区月寒東５条５丁目１番４―405号
債務者　阿部　康朗
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１０６号
札幌市白石区東札幌２条２丁目２番16号　ソニアⅡ1998―104号
債務者　吉田　治彦
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２１３号
札幌市厚別区厚別南２丁目８番２号
債務者　久保　成司
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４５号
北海道石狩市花川南２条１丁目３番地５　プラザイン花川Ａ103号
債務者　橋本　佳子（旧姓宮下・阿蘇）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２５５号
札幌市豊平区平岸５条10丁目６番28号
債務者　大坂谷稲子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２７８号
札幌市豊平区平岸５条10丁目４番７号　ブルーハイム平岸202号
債務者　加藤　未来（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８９号
札幌市中央区南17条西13丁目２番41号　協和マンション７号
債務者　三橋　里美
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３０１号
札幌市北区篠路２条５丁目６番13号　横新道ハイツ11号
債務者　道下　健司
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３３８号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目１番43号　エトワール福住222号
債務者　渡邊　明美（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３６０号
札幌市中央区北４条西21丁目２番３―308号
債務者　殿田　裕樹
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４号
群馬県高崎市柳川町９番地５　サラ・デ・エスタル602号
債務者　児山　博幸
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１３５号
群馬県高崎市柳川町９番地５　サラ・デ・エスタル602号
債務者　児山マリ子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１３６号
群馬県高崎市菅谷町566番地３　外山荘３号
債務者　狩野　孝夫
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
前橋地方裁判所高崎支部